

輪島市 DX 推進計画

(兼 輪島市官民データ活用推進計画)

(案)

令和4年 月 日 策定

輪島市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制と役割	4
[第 1 章 脚注]	5

第 2 章 社会的な背景、デジタル化の現状と課題

1 社会的な背景	7
(1) デジタル化を取り巻く社会の動向	7
① 情報通信機器の普及	7
② インターネットの利用状況	9
③ デジタル化による「誰一人取り残さない」社会の実現へ	10
(2) 国・県の動向	10
① 国の動向	10
② 県の動向	11
2 本市の現状と課題	12
(1) 社会的な課題	12
(2) デジタル化推進における課題	14
① 世帯における光回線の普及	14
② マイナンバーカードの普及	15
(3) コロナ禍で顕在化した課題	15
[第 2 章 脚注]	16

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	19
2 3つの基本方針	19
[第 3 章 脚注]	20

第 4 章 DXに向けた取り組みとスケジュール

1 DXに向けた取り組みと具体的に取り組むべき事項	21
基本方針(1) デジタル化による市民サービスの利便性向上	21
① マイナンバーカードの普及促進	21
② 行政手続のオンライン化	21

基本方針(2) デジタル化による新たな価値の創造とデジタル文化の定着	22
① 基幹 17 業務における情報システムの標準化・共通化	22
② 地域社会のデジタル化	23
③ デジタルデバйд対策の実施	23
④ オープンデータの推進	24
基本方針(3) デジタル化による組織変革及び新しい働き方への移行	24
① AI・RPA の利用促進	24
② テレワークの推進	25
③ セキュリティ対策の徹底	26
④ BPRの取り組みの徹底	26
2 全体スケジュール	27
基本方針(1) 市民サービスの質と提供速度の向上	27
基本方針(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着	27
基本方針(3) 組織変革及び新しい働き方への移行	28
[第 4 章 脚注]	29

第 5 章 DXの着実な推進に向けて

1 DX推進のための人材の確保及び育成	31
(1)職員の基本的なデジタル技術等の取得	31
(2)専門的なデジタル人材の確保・育成	31
2 取り組みに係る評価指標(KPI)の設定	32
基本方針(1) 市民サービスの質と提供速度の向上	32
基本方針(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着	33
基本方針(3) 組織変革及び新しい働き方への移行	34
[第 5 章 脚注]	35
【 輪島市 DX 推進体制 】	36

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

政府が定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられています。

このビジョンの実現のために、本市においても「輪島市DX^{注1}推進計画」を策定することで、デジタル化を通じた市民サービスの質的向上と行政事務の効率化を図るとともに、SDGs(持続可能な開発目標)^{注2}が掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会」の実現に資するよう、デジタル社会の構築に向けた取り組みを推進いたします。

2 計画の位置づけ


本計画は、「第 2 次輪島市総合計画(後期基本計画)」等の上位計画と整合を図りながら、官民データ活用推進基本法(平成 28 年 12 月 14 日公布)、デジタル手続法(令和元年 5 月 31 日公布)、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和 2 年 12 月 25 日策定)を踏まえ、情報化分野における具体的な取組方針を示し、その施策を加速させるものとして策定するとともに、本市の官民データ活用推進施策における基本的計画として位置づけます。

「第 2 次輪島市総合計画(後期基本計画)」における情報化施策の位置づけは次のとおりです。


基本方針 / 小項目	詳細項目	詳細項目の内容	
I. 安全・安心・快適なまちづくり I-1. 持続可能なまちづくり	5. IoT ^{注3} の活用・推進	(1)地域情報化の推進	○防災、防犯、教育分野を中心とする IoT の利活用の促進を支援します。 ○子育て・家事、テレワーク ^{注4} など、日常生活の利便性・快適性向上につながる IoT の利活用の促進を支援します。
		(2)行政の IoT 対応促進	○市民と行政の共同推進に向けた双方向型のまちづくりを推進するため、高速ブロードバンド ^{注5} 網を活用した行政情報や市内の行事・話題等の行政情報等の情報発信のブロードバンド化を促進します。 ○様々な市政情報の提供や市民本位の迅速・効率的なサービス提供、行政事務の効率化を図るため、電子市役所の構築を推進します。
		(3)デジタル社会への対応促進	○情報通信技術の急速な発展と、コロナ禍によるテレワークの推進をはじめとする働き方改革等に対応するため、市民サービスへのデジタル技術の迅速な導入や行政情報の発信強化をまとめる体制を整備します。


[SDGs との関連性]

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



16 平和と公正をすべての人に



基本方針 / 小項目	詳細項目	詳細項目の内容	
V. 市民と行政の協働によるまちづくり	1. 行政サービスの改革の推進	(1)行政事務の効率化	○市民のモデルともなることを意識しつつ、職員のワークスタイルの変革を推進し、市民への波及に取り組みます。
V-1. 行政経営基盤の強化		(4)IoTを活用した行政サービスの向上	○市民の利便性向上と行政運営の効率化に向け、行政手続や統計情報のオンライン化を推進します。 ○行政の透明性・信頼性の確保、効率化の促進等に向け、位置情報システムやオープンデータ ^{注6} 、ビッグデータ ^{注7} の活用に取り組みます。
<div data-bbox="188 770 448 801" style="text-align: center;">[SDGs との関連性]</div> <div data-bbox="188 824 368 1003" style="text-align: center;">  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> </div>		(5)情報インフラの合理化と再構築の推進	○電子自治体化に伴うクラウドコンピューティング ^{注8} の活用により、情報システムに係る経費削減や住民サービス等の向上に向け、情報システムの集約と共同利用を進め、自治体クラウドの構築と展開に取り組みます。 ○ソフトウェアの標準化・モバイル化など、職場のICT ^{注9} 環境の変革に努め、事務プロセスの効率化を図ります。 ○マイナンバー制度の運用にあたり、個人情報流出防止など、本市における情報セキュリティに係る抜本的な対策強化に取り組みます。
		V-2. さらなる協働によるまちづくりの展開	1. 多様な連携の推進

3 計画の期間

本計画の期間は、「第2次輪島市総合計画(後期基本計画)」の計画期間と同じく令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5か年とします。

計画の期間内であっても、デジタル技術の進展や社会情勢の変化等で計画の変更が必要となる場合は、随時計画内容を見直すものとします。

4 計画の推進体制と役割

本市のあらゆる分野のDXの推進にあたっては、総務省「自治体DX全体手順書」(令和3年7月7日策定)等、国の助言に準じ、市長をトップとした全庁的・横断的な推進体制を整備するとともに、必要に応じて民間など外部からのデジタル化に対する専門人材を活用して計画的に取り組みを進めます。詳細は、36ページ[輪島市DX推進組織図](図表14)を参照のこと。

(注1) DX

DXとは、デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念です。「進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること」を意味します。

※ Transformationの「Trans」には交差するという意味があるため、交差を1文字で表す「X」が利用され、「DX」と略されています。

(注2) SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、サステナブル・デベロップメント・ゴールズ(Sustainable Development Goals)の頭文字をとったもので、国連に加盟する世界193か国が合意した2030年までに達成すべき17の目標、169のターゲットのことで、「誰一人取り残さない」を理念とし、先進国・途上国を問わず社会課題の解決のために必要な目標が設定されています。

(注3) IoT

IoTとは、インターネット・オブ・シングス(Internet of Things)の略で、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報変換をする仕組みのことです。

例) スピーカー+AI = スマートスピーカー

電気ポット+携帯電話との連携 = みまもり機能付き電気ポット など

(注4) テレワーク

テレワークとは、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語です。

(注5) 高速ブロードバンド

ブロードバンドとは、高速・大容量のデータ通信が可能な回線のことを指し、その中には光回線(FTTH)やADSL、ケーブルテレビ回線などが含まれます。一般的に高速ブロードバンドは、光回線を指して使われることが多いのですが、光回線はADSLやケーブルテレビ回線よりもさらに高速・大容量のデータ通信が可能であることから、差別化を図って超高速ブロードバンドと呼ばれることもあります。

(注6) オープンデータ

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開された誰もが無償で利用できるデータのことで、オープンデータを公開することで、行政の透明性や信頼性の向上につながるほか、官民協働による公共サービスの提供や新たなビジネスの創出など、経済の活性化につながるものと期待されています。

[輪島市オープンデータサイト URL] <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/202011000019/>

(注7) ビッグデータ

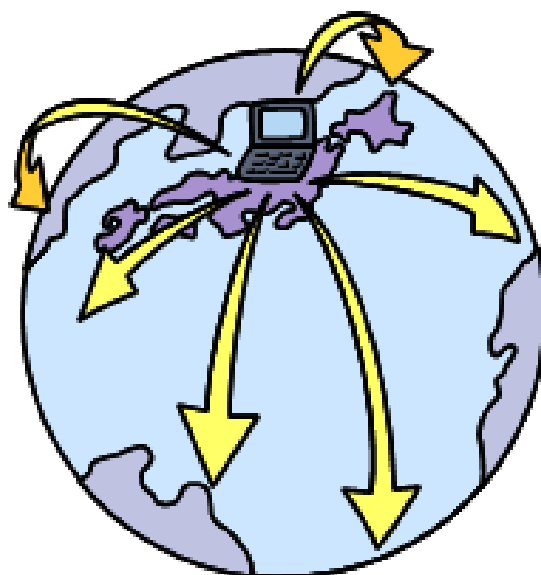
ビッグデータとは、情報通信技術(ICT)の進展によって生成・収集・蓄積が可能・容易となった多様性のあるデータのことです。典型的なデータベースソフトウェアが把握・蓄積・運用・分析できる能力を超えたサイズのデータを指し、これを活用することで異変の察知や近未来予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や産業の創出につなげる取り組みが進められています。

(注8) クラウドコンピューティング

クラウドコンピューティングとは、インターネットを利用したサービス形態の一つで、パソコンやスマートフォンなどでインターネット上のサービスを利用し、サービス提供者が用意したホストコンピュータやストレージにデータの処理を任せる使い方のことです。インターネットを形や大きさが定まらない「雲」に例え、サービスが「雨」のように降りそそぐと表現されたことからこの名で呼ばれるようになりました。

(注9) ICT

ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(Information and Communication Technology)の略で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。同じ意味の用語として、日本では先にIT(Information Technology)が普及しましたが、国際的にはICTの方が広く使われています。



第 2 章 社会的な背景、デジタル化の現状と課題

1 社会的な背景

(1) デジタル化を取り巻く社会の動向

本市にとどまらず日本全体で人口減少・少子高齢化が進む中で、それに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中に加え、インフラの老朽化や気候変動による自然災害の増加、大型地震の発生など、近年様々な課題が顕在化しています。

一方で、こうした課題に対処するべく、令和 2 年(2020 年)から本格的にサービスが開始された 5G^{注 10} 技術に代表される ICT の進展にあわせ、キャッシュレス、多言語音声翻訳、顔認証等の新たな技術の導入・利活用を通じ、雇用や生活の質、労働生産性の向上を積極的に進めることが求められており、デジタル社会への転換期にあると考えられます。

また、令和 2 年(2020 年)以降の新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちの生活様式は一変し、新たな生活様式への移行が求められています。テレワークの導入、教育分野における遠隔授業、医療分野における遠隔医療の要件緩和など、人との接触を前提としない、新たな生活様式への取り組みが一気に拡大しており、ICT が社会課題解決に果たすべき役割は、ますます大きなものとなっています。

① 情報通信機器の普及

令和 2 年(2020 年)における[情報通信機器の世帯保有率の推移](図表 1)を見ると、モバイル端末全体の保有率が 96.8%、そのうちのスマートフォンが占める割合は 86.8%と高い数値となっており、世帯に広く普及していることが分かります。

一方で、世帯での固定電話及びパソコンの保有率は年々減少傾向にあり、平成 22 年(2010 年)の世帯保有率は、固定電話が 85.8%、パソコンが 83.4%あったものが、令和 2 年(2020 年)にはそれぞれ 68.1%、70.1%と大きく数値を下げています。

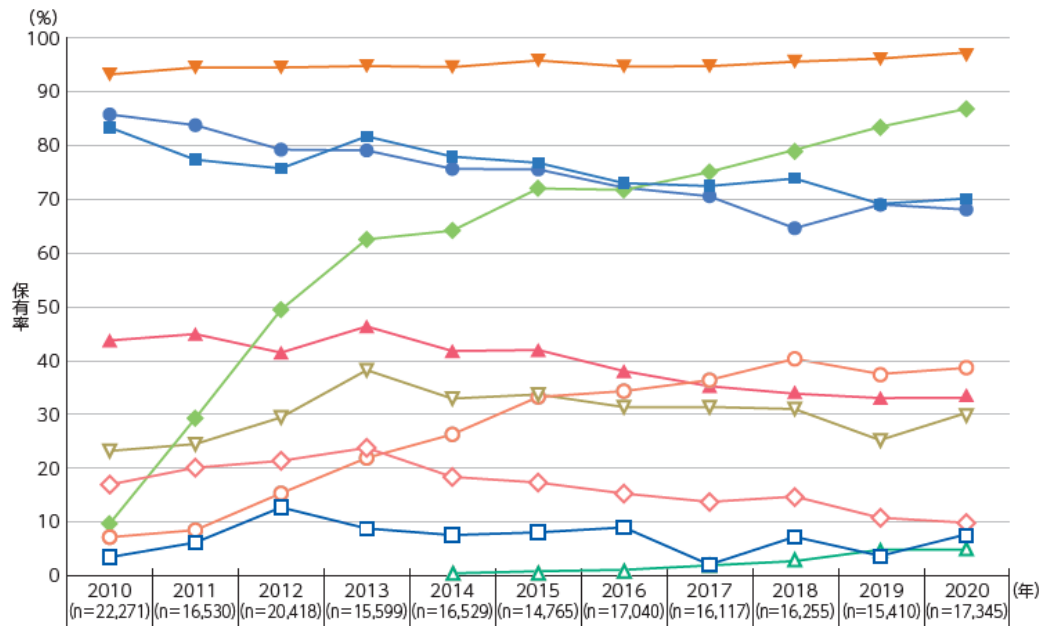
また、令和 2 年(2020 年)における[個人のモバイル端末の保有状況](図表 2)を見ると、スマートフォンの保有者の割合が 69.3%となっており、携帯電話・PHS の 21.8%に比べ 47.5 ポイントも高くなっています。

スマートフォンが普及したことにより、インターネットを利用する端末についても、その中心はパソコンからモバイル端末へと移行し、いつでもどこでもインターネットに接続する生活環境及び生活様式が形成されました。令和 2 年(2020 年)3 月からは、5G の商用サービスが開始されるなど、さらに進化を続けています。

令和 2 年(2020 年)における[インターネット利用端末の種類](図表 3)を見ると、旧来の携帯電話・PHS については利用率が減少しているものの、その他のインターネット利用端末についてはすべて利用率が上昇しています。なかでも、スマートフォンのインターネット利用率は 68.3%あり、令和元年(2019 年)の 63.3%に比べて 5.0 ポイントも高くなっています。

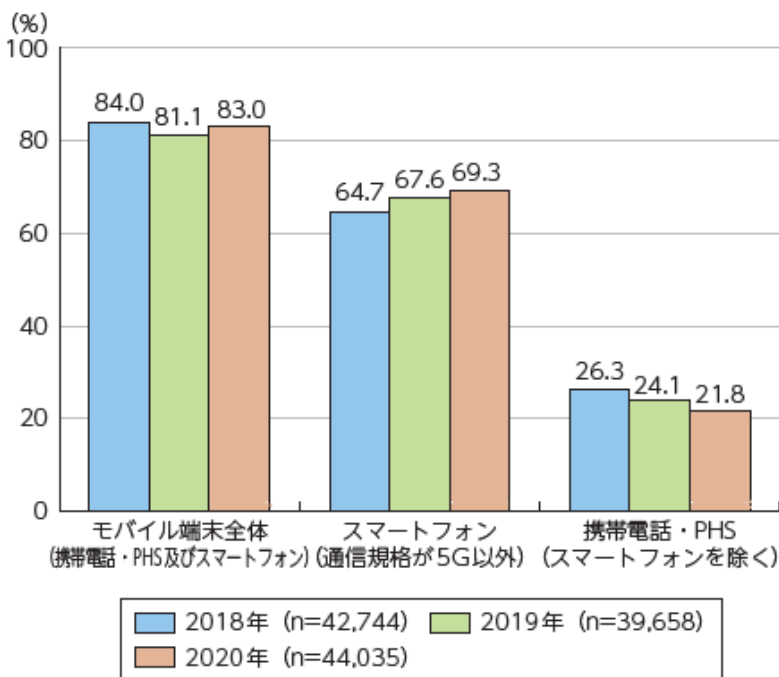
【 情報通信機器の普及 まとめ 】

スマートフォンが普及したことで、インターネットの利用形態はパソコン(屋内)から場所を問わないモバイル端末(移動型)へ変容。インターネットがより身近となり、生活の一部へ。

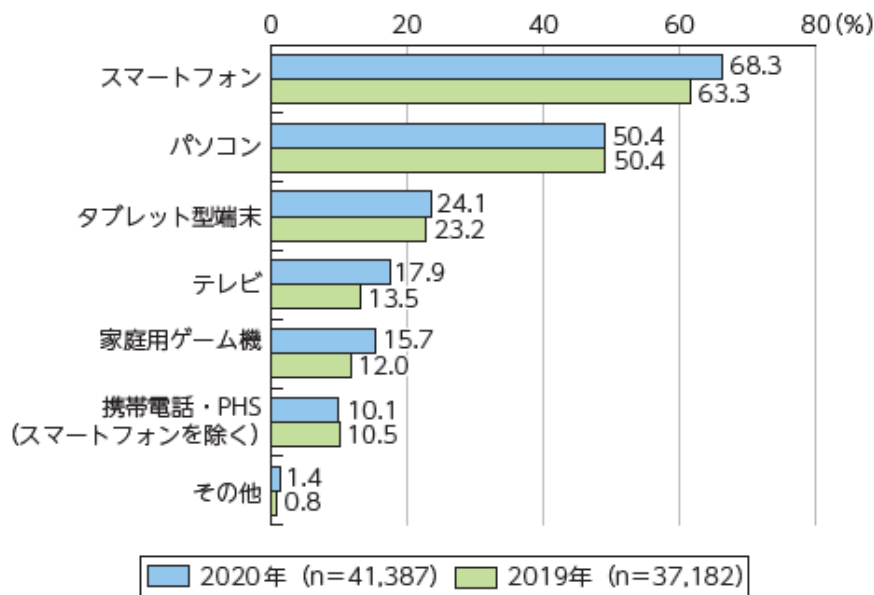


	2010 (n=22,271)	2011 (n=16,530)	2012 (n=20,418)	2013 (n=15,599)	2014 (n=16,529)	2015 (n=14,765)	2016 (n=17,040)	2017 (n=16,117)	2018 (n=16,255)	2019 (n=15,410)	2020 (n=17,345)
● 固定電話	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1
▲ FAX	43.8	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1	33.6
▼ モバイル端末全体	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8
◆ スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8
■ パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1
○ タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7
▲ ウェアラブル端末	-	-	-	-	0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7	5.0
▽ インターネットに接続できる家庭用テレビゲーム機	23.3	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2	29.8
◇ インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤー	17.0	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8	9.8
□ その他インターネットに接続できる家電（スマート家電）等	3.5	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6	7.5

図表1 情報通信機器の世帯保有率の推移(出典:総務省「令和3年版情報通信白書」)



図表2 個人のモバイル端末の保有状況(出典:総務省「令和3年版情報通信白書」)



図表 3 インターネット利用端末の種類(出典:総務省「令和 3 年版情報通信白書」)

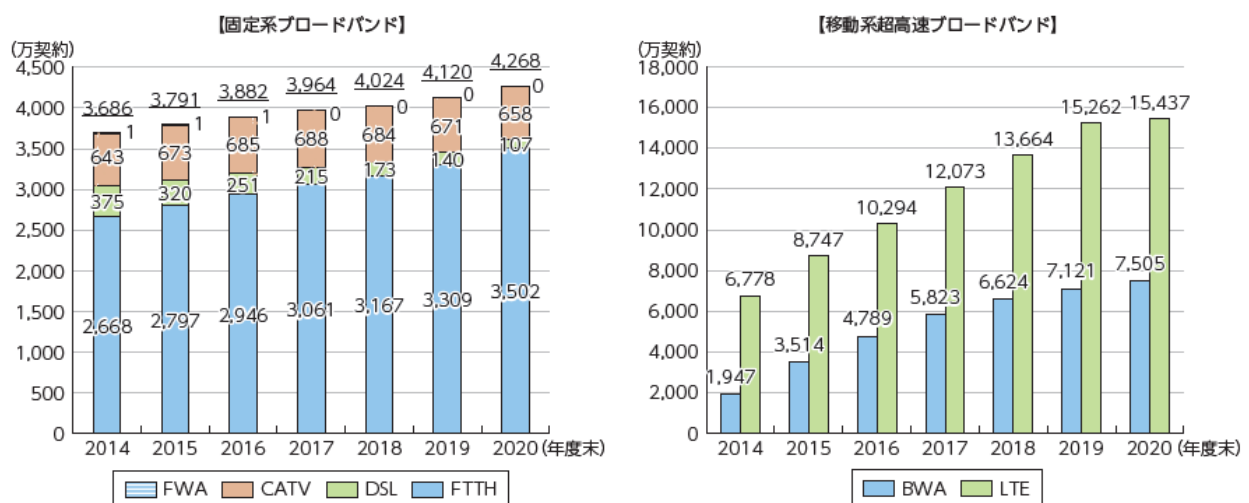
② インターネットの利用状況

令和 2 年(2020 年)度末時点における[ブロードバンド契約数の推移](図表 4)によると、令和 2 年(2020 年)度末時点の固定系ブロードバンド契約数は 4,268 万件に上り、うち約 82%は光回線 (FTTH)の契約となっています。移動系高速ブロードバンド契約数は、BWA^{注11}が 7,505 万件、LTE^{注12}が 15,437 万件であり、その数は年々増加しています。

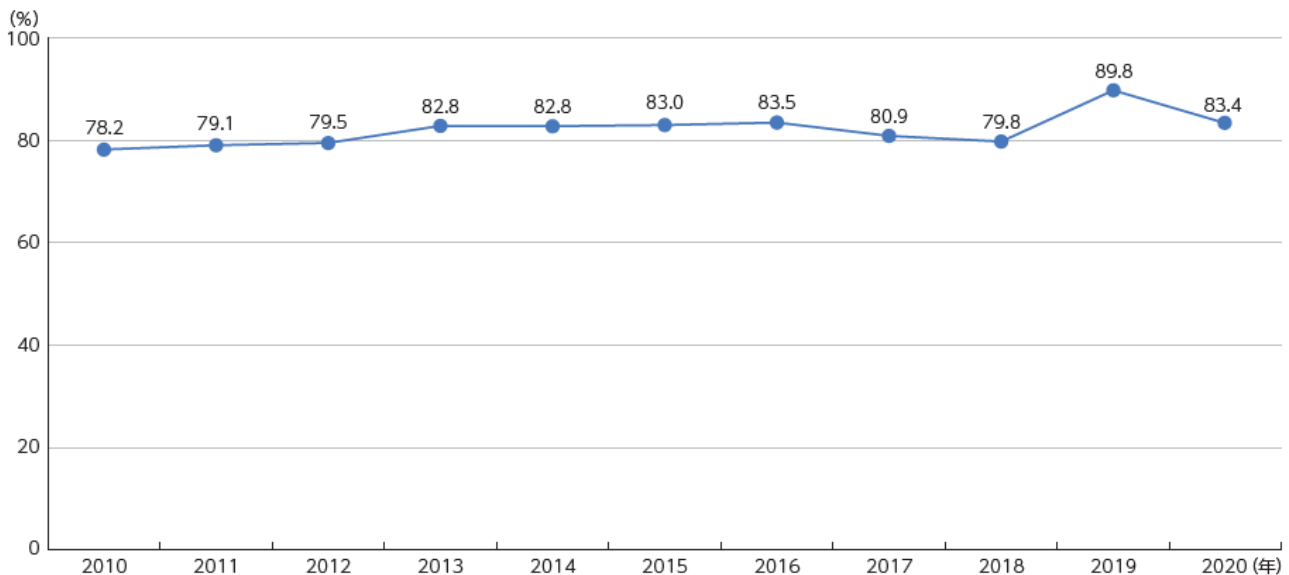
また、契約数の増加に合わせてインターネットの利用者も増加しており、[インターネット利用率の推移](図表 5)を見ると、令和 2 年(2020 年)の個人のインターネット利用率は、令和元年(2019 年)よりやや低い数値となったものの 83.4%に上り、依然高い数値となっています。

【インターネットの利用状況 まとめ】

ブロードバンドの契約数は年々増加しており、光回線 (FTTH) や LTE といった高速で質の高いネットワークが選択され、インターネットの個人利用率も 80%を上回っている。



図表 4 ブロードバンド契約数の推移(出典:総務省「令和 3 年版情報通信白書」)



図表 5 インターネット利用率の推移(出典:総務省「令和 3 年版情報通信白書」)

③ デジタル化による「誰一人取り残さない」社会の実現へ

高速通信回線の利用が可能な移動通信機器(スマートフォン等)の普及と、インターネットの利用拡大により、デジタル社会の実現に向けた土壌が生成される一方で、社会にありとあらゆる情報が存在している中、「情報が多すぎるために必要な情報や正確な情報を見分けるのが難しい」、「地域や世代間で、共有される情報の量や質にばらつきがある」など、多くの課題が残されています。内閣府の第 5 期科学技術基本計画において、これらの課題を AI^{注13} や IoT、VR^{注14} などの最新技術を活用しながら解決していこうとする「未来社会のあり方」として Society 5.0^{注15} が提唱されています。

Society 5.0 が目指すのは、SDGs でも提唱されている「誰一人取り残さない」社会の実現であり、人とモノをつなげて「必要なモノやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供できる」ようにすることで、社会問題を解決し新たな価値創造につなげることができると期待されています。

(2) 国・県の動向

① 国の動向

新型コロナウイルス感染症の対応では、地域・組織間で横断的にデータを有効活用することができず、諸外国と比較して日本のデジタル化の遅れが一気に顕在化する形となりました。これに迅速に対処するには社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が必要であるという認識から、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要であることから、併せて同日に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、自治体に対して「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」ことや、「デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的

資源を行政サービスの更なる向上につなげる」ことなどを求めています。

また、令和3年(2021年)7月7日には「自治体DX全体手順書」を策定し、自治体に対してデジタル社会の構築に向けたいっそうの取り組みを促すと、同年9月にはDX推進の司令塔となるデジタル庁を創設しました。このデジタル庁を中心に未来志向のDXを大胆に進め、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、徹底的な国民目線によるサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を図るとしています。

さらに、成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」^{注16}を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めるため、5Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしており、基本方針が令和4年6月7日に閣議決定されました。

② 県の動向

石川県は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)を踏まえ、県内の官民データの活用を推進するとともに、データの利活用を通じた地域課題の解消や地域経済の活性化、さらには行政事務の負担軽減及び業務の効率化等を目的とし、令和2年(2020年)3月に「石川県官民データ活用推進計画」を策定しました。

令和3年(2021年)2月8日には、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、社会全体のデジタル化の必要性が高まる中、あらゆる分野でデジタル化に向けた取り組みを加速させるため、部局横断の「石川県デジタル化推進本部」(図表6の[同名簿]を参照)を設立しました。

また、令和3年(2021年)4月1日より、これまで行政手続等の電子化やオープンデータの推進、情報システムのオープン化・集約化などの様々な施策を推進し、県民サービスの向上や行政運営の効率化などデジタル化推進の舵取り役を担ってきた「石川県総務部行政経営課 デジタル推進室」を「石川県総務部デジタル推進課」に組織改正するなど、デジタル化推進体制の強化を図っています。

令和4年(2022年)1月21日には、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)を対象期間とした「石川県デジタル化推進計画」を策定しました。本計画では、「産業・生活のデジタル化」、「行政サービスの利便性向上」、「行政事務の効率化」の3つの基本方針に加え、これらの基盤となる「デジタル化に向けた施策の基盤となる取り組み」を推進し、さらなるデジタル化の取り組みを加速させ、県全体の活力の向上を図っています。

役職名 (デジタル化推進本部)	人員数	職名(石川県庁内)
本部長	1名	県知事
本部長代理	2名	県副知事(2名)
副本部長	3名	教育長、総務部長、商工労働部長
本部員	10名	警察本部長、危機管理監、企画振興部長、県民文化スポーツ部長、健康福祉部長、生活環境部長、観光戦略推進部長、農林水産部長、競馬事業部長、土木部長
事務局		総務部デジタル推進課

図表6 石川県デジタル化推進本部名簿(出典:「第2回デジタル化推進本部会議」概要より加工・作成)

2 本市の現状と課題

(1) 社会的な課題

本市の人口は、令和2年(2020年)国勢調査によると24,608人であり、前回の平成27年(2015年)国勢調査時と比べると2,608人(9.58%)減少しています(図表7の[輪島市 人口推移表]及び図表8[輪島市 人口増減表]を参照)。特に生産年齢人口割合の減少と老年人口割合の増加は喫緊の課題であり、このまま人口減少・少子高齢社会が続けば、本市の地域経済、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持などに大きな影響を与えかねません。

本市の生産年齢人口については、平成27年(2015年)国勢調査では13,198人であったのが、令和2年(2020年)国勢調査では11,435人(総人口における割合は46.5%)に減少しており、5年間で1,776人の減少、総人口における割合で言うと2.1%減少しています。一方、本市の老年人口は、平成27年(2015年)国勢調査から令和2年(2020年)国勢調査の間に360人の減少となっていますが、総人口における割合では3.1%増加しています。

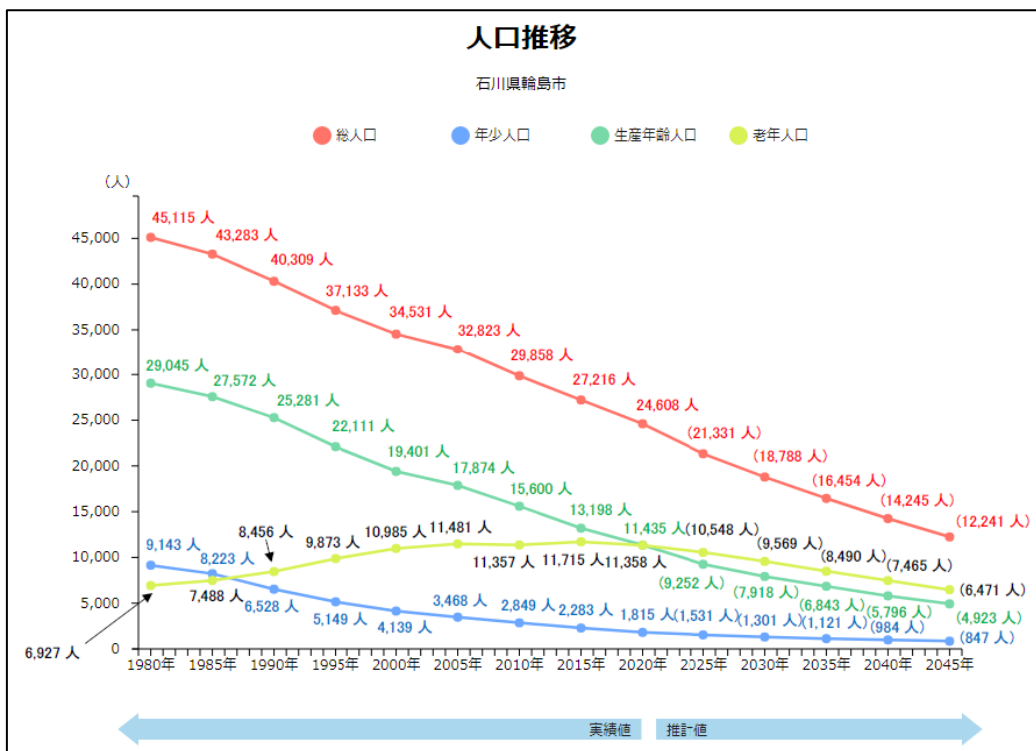
国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)3月に公表しました「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は2030年には20,000人を割り込むと推計されています。また生産年齢人口は、2025年には10,000人を割り込み、老年人口の数がこれを上回ると予想されています。さらに、2025年から2045年にかけて、5年毎に10%以上の人口減少が続いていくと推計されています。

人口減少問題につきましては、「第2次輪島市総合計画(後期基本計画)」にて設定した以下の3つの基本的視点のもと、令和8年(2026年)時点での人口22,000人以上の維持を目標に様々な取り組みを進めてまいります。

《人口減少問題に取り組む3つの基本的視点》

1. 若い世代が安心して暮らせる環境の整備
2. 若い世代が安心して結婚・出産できる環境の整備
3. 移住者受け入れ体制の充実による定住の促進

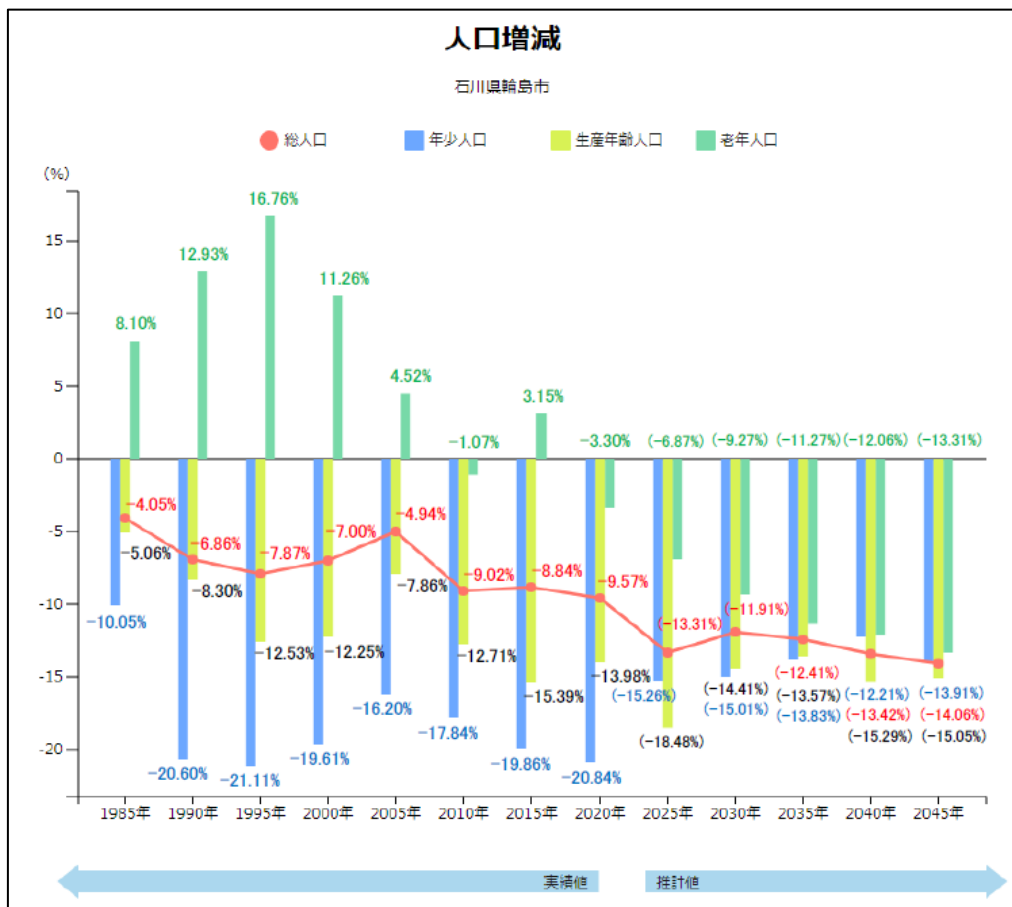




図表7 輪島市 人口推移表(1980年~2045年)

(出典:「RESAS(地域経済分析システム)-人口構成-より人口推移」に数値を加えて編集)

[https://resas.go.jp/population-composition/#/transition/17/17204/2020/2/0.0/9.799821249372197/37.3905568/136.8991846/-](https://resas.go.jp/population-composition/#/transition/17/17204/2020/2/0.0/9.799821249372197/37.3905568/136.8991846/)



図表8 輪島市 人口増減表(1985年~2045年)

(出典:「RESAS(地域経済分析システム)-人口増減-より人口増減」に数値を加えて編集)

<https://resas.go.jp/population-sum/#/graph/17/17204/0.0/2020/2/9.799821249372197/37.3905568/136.8991846/->

(2) デジタル化推進における課題

本市の生産年齢人口が、令和 7 年(2025 年)に大きく減少することが推計されている中、IoT を積極的に活用することで、行政の働き手不足への対応と行政サービスの維持を図る必要があります。その課題については、以下の 2 点が挙げられます。

① 世帯における光回線の普及

[令和 2 年度末 FTTH 世帯カバー率](図表 9)のとおり、これまで本市は市内全世帯の 62.07%しか FTTH(光ファイバを使った家庭向け通信サービス)を利用することができませんでした。光回線の世帯普及率が低いままでは、GIGA スクール構想^{注 17}などのオンライン化による「誰一人取り残さない行政サービス」を実現することは不可能です。これに対し、本市では総務省「光ファイバ整備事業(高度無線環境整備推進事業)^{注 18}」の補助金を活用し、令和 3 年度(2021 年度)末に NTT 西日本による市内全域への光回線の整備を完了したところです。しかし、光回線を物理的に利用することが可能となっても、世帯で光回線に加入するかは任意であるため、「光回線の普及率」に続き「光回線の利用率」の増大を図っていく必要があります。

本市は市内全域への光回線整備により、ようやくデジタル社会のスタートラインに立てたばかりであり、行政手続のオンライン化を進めていくためには、引き続きシステム面での環境整備のほか、市民に対する利便性等の説明・発信を進めていく必要があります。

令和 2 年度末 FTTH 世帯カバー率[※] (市区町村別)

都道府県	市区町村	FTTH世帯カバー率 (%)
石川	かほく市	100.00%
石川	羽咋郡 志賀町	100.00%
石川	河北郡 内灘町	100.00%
石川	鹿島郡 中能登町	100.00%
石川	小松市	100.00%
石川	能美郡 川北町	100.00%
石川	能美市	100.00%
石川	野々市市	100.00%
石川	白山市	99.81%
石川	羽咋市	99.39%
石川	金沢市	97.90%
石川	加賀市	97.75%
石川	羽咋郡 宝達志水町	97.10%
石川	河北郡 津幡町	90.97%
石川	七尾市	87.71%
石川	鳳珠郡 能登町	77.15%
石川	輪島市	62.07%
石川	珠洲市	58.46%
石川	鳳珠郡 穴水町	57.77%

名称	注釈
※世帯カバー率	事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を住民基本台帳の総世帯数で除したもの。 小数点第三位以下を四捨五入。

図表 9 令和 2 年度末 FTTH 世帯カバー率(出典:「令和 2 年度末ブロードバンド基盤整備率調査」調査結果より石川県市町分抜粋)

② マイナンバーカードの普及

国が推進する行政手続のオンライン化の主役とも言えるのが「マイナンバーカード」です。マイナンバーカードは、本人確認やマイナンバー確認時の身分証明書として利用するだけでなく、電子証明書として行政手続のオンライン申請やコンビニでの各種証明書交付などに利用されます。マイナンバーカードは、オンラインでの行政手続に必要な不可欠なものであり、マイナンバーカードの普及は、国のみならず自治体にとっても大きな課題となっています。

令和4年(2022年)5月31日現在における[マイナンバーカード交付割合](図表10)を見ると、本市の交付割合は54.94%であり、県内全体でも4番目に高い数値となっています。また、交付には至っていないものの、交付申請を終えた人の割合は61.06%と、これもまた県内全体で4番目という高い数値となっています。

全国における交付割合は44.66%であり、本市の交付割合は決して低くはありません。しかし、市民の約4割がマイナンバーカードを保有していないのも事実であり、誰一人取り残さない行政サービスを実現するため、マイナンバーカードのさらなる普及促進が必要となります。

マイナンバーカード交付割合

	市町名	人口(R3.1.1)	申請件数	交付前	交付	申請件数/人口×100	申請順位	交付/人口×100	交付順位
	石川県	1,132,656	588,012	540,792	512,213	51.91%		45.22%	
17201	石川県 金沢市	451,018	221,811	201,969	187,662	49.18%	13	41.61%	17
17202	石川県 七尾市	51,178	26,368	24,065	22,640	51.52%	7	44.24%	10
17203	石川県 小松市	107,722	54,006	50,576	48,684	50.13%	11	45.19%	8
17204	石川県 輪島市	25,638	15,654	14,475	14,085	61.06%	4	54.94%	4
17205	石川県 珠洲市	13,700	9,696	8,978	8,827	70.77%	2	64.43%	2
17206	石川県 加賀市	65,307	53,572	50,859	48,326	82.03%	1	74.00%	1
17207	石川県 羽咋市	20,940	9,615	8,896	8,733	45.92%	18	41.70%	16
17209	石川県 かほく市	35,668	17,236	16,264	15,746	48.32%	16	44.15%	12
17210	石川県 白山市	113,496	54,370	49,615	46,790	47.90%	17	41.23%	18
17211	石川県 能美市	49,905	25,218	23,181	22,062	50.53%	10	44.21%	11
17212	石川県 野々市市	53,563	27,578	25,137	24,246	51.49%	8	45.27%	7
17324	石川県 川北町	6,167	3,254	3,051	2,987	52.76%	6	48.44%	5
17361	石川県 津幡町	37,551	18,238	16,826	16,205	48.57%	15	43.15%	15
17365	石川県 内灘町	26,441	13,549	12,232	11,730	51.24%	9	44.36%	9
17384	石川県 志賀町	19,552	9,801	8,873	8,559	50.13%	12	43.78%	13
17386	石川県 宝達志水町	12,790	6,785	6,278	6,078	53.05%	5	47.52%	6
17407	石川県 中能登町	17,619	8,608	7,923	7,639	48.86%	14	43.36%	14
17461	石川県 穴水町	7,885	5,134	4,723	4,667	65.11%	3	59.19%	3
17463	石川県 能登町	16,516	7,519	6,871	6,547	45.53%	19	39.64%	19
	(参考)国	126,654,244	65,998,022	60,334,689	56,568,077	52.11%		44.66%	

図表10 マイナンバーカード交付割合(令和4年5月31日現在)(提供:輪島市 市民生活部 市民課)

(3) コロナ禍で顕在化した課題

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、人との接触を前提とせず、その一方で経済活動を止めない新しい働き方・生活様式への移行が求められています。

本市でも職場等へ移動しなくても働くことが可能なテレワークやオンライン会議を活用することで、感染リスクの低減を図っておりますが、書面・押印・対面などが必要な手続が残っているため

出勤せざるを得ない部分もあり、さらなる見直しが必要となっています。

今後、新しい働き方にかかるセキュリティ対策の徹底や、ペーパーレス化や脱ハンコ、電子決裁システムの導入といった BPR^{注19} の取り組みなど、新たな課題に対しても取り組んでいく必要があると考えます。

[第2章 脚注]

(注10) 5G

5G とは、第5世代移動通信システム(5th Generation)の略で、1～4G に続く、携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のことです。5G は高速大容量・低遅延・多接続性という特徴があり、IoT 化に向けた様々な施策に広く活用されることが期待されています。

(注11) BWA

BWA は、「広帯域無線アクセス」(Broadband Wireless Access)を指す言葉で、2.5GHz 帯の電波を利用し、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信業務用無線システムです。

(注12) LTE

LTE とは、ロングターム・エボリューション(Long Term Evolution)の略で、携帯電話の規格の一つです。光回線並みの高速データ通信が可能となります。

大手通信キャリアである NTT ドコモや au、ソフトバンク等が所有する基地局をアクセスポイントとして電波を発信しています。

(注13) AI

AI とは、アーティフィシアル・インテリジェンス(Artificial Intelligence)の略で、人工知能を意味します。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたものが AI です。

(注14) VR

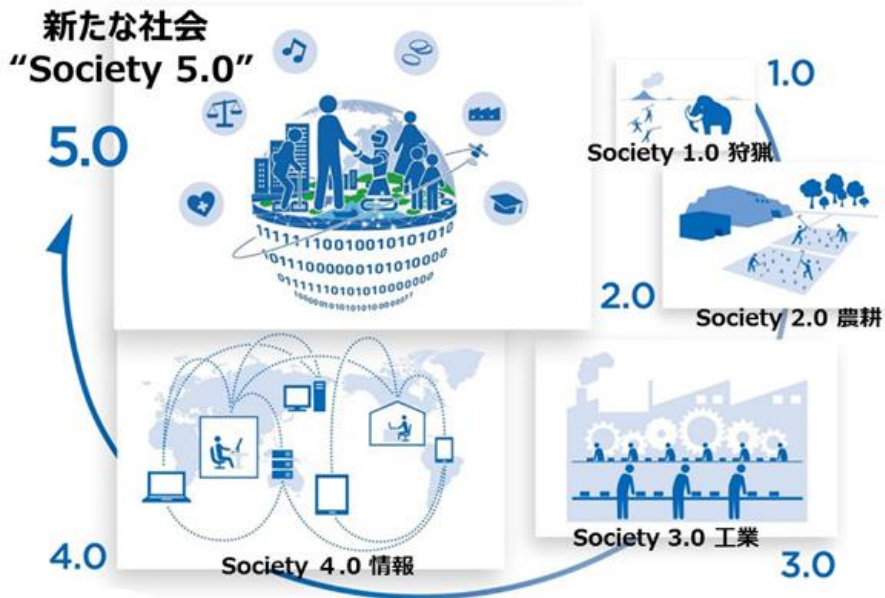
VR とは、バーチャル・リアリティ(Virtual Reality)の略で、現物・実物ではないが機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより理工学的に作り出す技術およびその体系を意味し、日本語では「仮想現実」と訳されます。

(注15) Society 5.0

Society 5.0 とは、従来の社会形態、「狩猟社会」(Society 1.0)、「農耕社会」(Society 2.0)、「工業社会」(Society 3.0)、「情報社会」(Society 4.0)に連なる新たな社会形態(図表 11 を参照)であり、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」とされています。

⇒ 17 ページに続きます。

Society 5.0 が目指すのは、SDGs でも提唱されている「誰一人取り残さない」社会の実現であり、そのために最新のテクノロジーを活用し、人々の快適な暮らしの実現と地域間格差や気候変動といったあらゆる社会課題の解決を目指しています(図表 12 を参照)。



図表 11 Society 1.0 から Society 5.0 (出典: 内閣府ホームページ(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/))



図表 12 Society 5.0 (出典: 内閣府ホームページ(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/))

(注16) デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想とは、岸田総理大臣の目玉政策のひとつで、地方経済を活性化して日本を動かすという戦略のことです。地方からデジタルの実装を進めて、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できるデジタル田園都市国家構想の実現を図ります。

(注17) GIGA スクール構想

GIGA スクール構想とは、義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画のことです。その目的は子どもたち一人ひとりの個性に合った教育の実現にあります。さらに、教職員の業務を支援する「統合系校務支援システム」の導入で、教員の働き方改革につなげる狙いもあります。

(注18) 光ファイバ整備事業(高度無線環境整備推進事業)

高度無線環境整備推進事業は、地方公共団体や電気通信事業者などによる光ファイバ整備を支援するもので、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とします。

条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援しています。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助します。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助します。

(注19) BPR

BPRとは、ビジネスプロセス・リエンジニアリング(Business Process Re-engineering)の略で、現在の社内の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計することを意味します。BPRは、ただ業務そのものを改善するものではありません。BPRのR(リエンジニアリング)には、根本から再構築するという意味があります。現存のルールを見直して再構築を行い、成功するプロセスをつくり上げるのがBPRです。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

デジタル化に係る社会情勢、国・県の動向、本市の現状・課題をふまえ、また「第2次輪島市総合計画(後期基本計画)」等の本市の上位計画と整合を図りながら、以下のとおり基本理念を定めます。

《基本理念》

デジタルで実現する一人ひとりがつながる快適なまちづくり

誰一人取り残さない市民サービスの提供に必要なデジタル化を進め、住みやすい持続可能なまちづくりを目指します。

2 3つの基本方針

本計画の基本理念に沿ったデジタル化を進めるために、総務省「自治体 DX 全体手順書」等をふまえつつ、以下の3点を基本方針として取り組んでまいります。

《デジタル化に向けた3つの基本方針》

- (1) 市民サービスの質と提供速度の向上
- (2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着
- (3) 組織変革及び新しい働き方への移行

(1) 市民サービスの質と提供速度の向上

- ① マイナンバーカードの普及促進
- ② 行政手続のオンライン化

(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着

- ① 基幹17業務^{注20}における情報システムの標準化・共通化
- ② 地域社会のデジタル化
- ③ デジタルデバイド^{注21}対策の実施
- ④ オープンデータの推進

(3) 組織変革及び新しい働き方への移行

- ① AI・RPA^{注22}の利用促進
- ② テレワークの推進
- ③ セキュリティ対策の徹底
- ④ BPRの取り組みの徹底

(注20) 基幹17業務

基幹17業務とは、住民基本台帳などの住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務のうち、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく17の業務を指します。

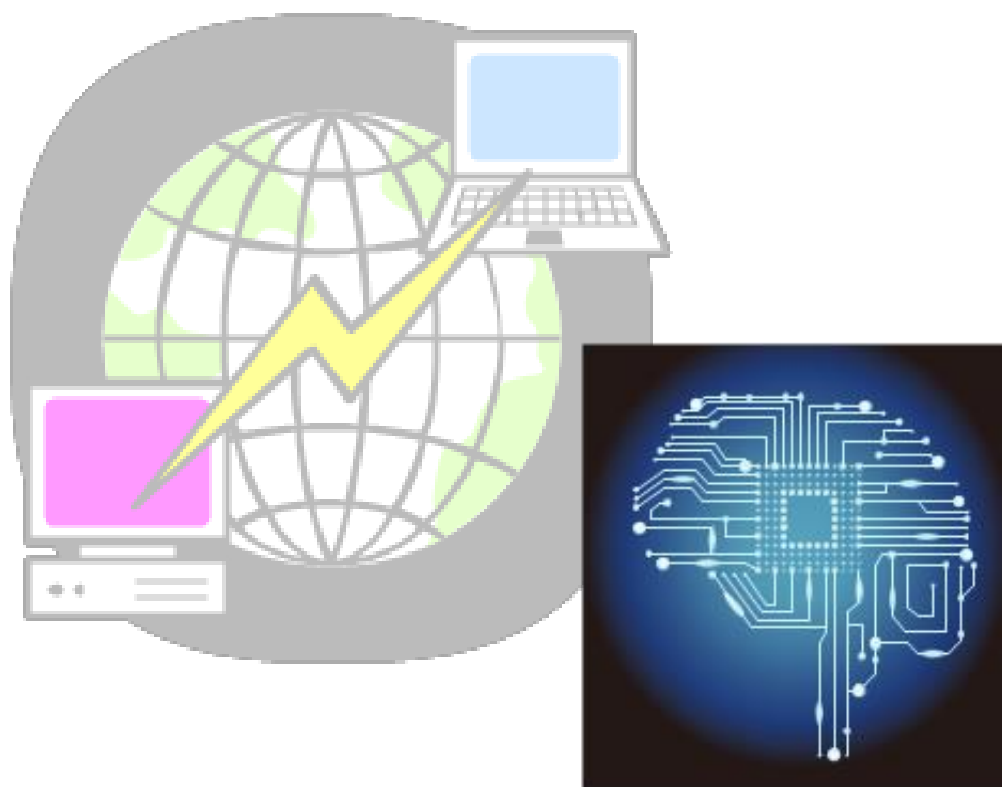
具体的に挙げると、「住民基本台帳」、「選挙人名簿管理」、「固定資産税」、「個人住民税」、「法人住民税」、「軽自動車税」、「国民健康保険」、「国民年金」、「障害者福祉」、「後期高齢者医療」、「介護保険」、「児童手当」、「生活保護」、「健康管理」、「就学」、「児童扶養手当」、「子ども子育て支援」の17業務となります。

(注21) デジタルデバイド

デジタルデバイドとは、インターネット等の情報通信技術を使える人と、そうでない人との間で生じる、経済的・社会的な格差のことで、一般的には「情報格差」の意味で用いられます。

(注22) RPA

RPAとは、ロボティクス・プロセス・オートメーション(Robotic Process Automation)の略で、一連の定型的な作業に対して、人間と同様の作業ができるようにした、業務自動化の技術のことです。RPAの導入により、業務時間の短縮(人が行うよりスピードが150~200倍になり、時間外労働時間も激減)、業務の質の向上(人的ミスが無くなる)など、様々な効果が見込まれます。



第4章 DXに向けた取り組みとスケジュール

1 DXに向けた取り組みと具体的に取り組むべき事項

基本方針(1) 市民サービスの質と提供速度の向上

① マイナンバーカードの普及促進

1) 現状及び方向性

マイナンバー制度の導入後、異なる行政機関の間でマイナンバーにより生成された符号をもとにした情報連携が可能となり、これまで各種手続で提出する必要があった書類を省略することができるようになりました。また、本市では令和4年(2022年)2月1日より、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアにて、各種証明書(住民票、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書等)を発行することができる「コンビニ交付サービス」の利用が可能になりました。

今後、ますますその利用範囲が広がることが予想されるマイナンバーカードですが、本市の令和4年(2022年)5月31日現在のマイナンバーカードの交付割合は54.94%であり、まだ4割以上の市民が取得していない状況です。本市の交付割合は全国平均の数値(44.66%)より高いものの、マイナンバーカードを利用した行政サービスを誰一人取り残すことなく提供するためには、市民全員がマイナンバーカードを取得していることが望ましいことから、さらなる普及促進が求められます。

2) 取組目標

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」において、マイナンバーカードの普及促進の取組目標として、「令和4年度(2022年度)末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している」ことが挙げられていることから、本市においても同様の目標を掲げ、令和5年度(2023年度)以降についてはそのフォローアップ期間として引き続きマイナンバーカードの普及促進を図り、マイナンバーカードを利用した各種ワンストップサービスの導入を検討していくなど、本市のマイナンバーカード交付割合100%を目指します。

② 行政手続のオンライン化

1) 現状及び方向性

輪島市立図書館ではこれまでオンラインによる書籍の貸出予約の受付を行っていましたが、令和3年(2021年)8月1日には「わじま電子図書館」をオープンし、電子書籍の貸出についてもオンラインにより24時間365日貸出可能となりました。

また、令和4年(2022年)2月1日から、マイナンバーカードを利用して各種証明書を取得

することができる「コンビニ交付サービス」を開始しました。

その他、本市におけるオンライン手続には、eLTAX^{注23}による地方税申告手続、入札参加資格審査の電子申請や電子入札などがありますが、依然として対面や書面による手続が多く存在しています。

2) 取組目標

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」において、自治体の行政手続のオンライン化の取組目標として、「令和4年度(2022年度)末までに、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される27手続^{注24}について、マイナポータル^{注25}からマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする」ことが挙げられていることから、本市においても令和4年度(2022年度)末までに環境構築を図り、令和5年度(2023年度)からの本格運用を目指します。

基本方針(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着

① 基幹17業務における情報システムの標準化・共通化

1) 現状及び方向性

現行の住民情報系システム(生活保護と就学を除く15の基幹業務)については、平成24年(2012年)3月から奥能登広域圏事務組合1市2町(輪島市・能登町・穴水町)による自治体クラウドを活用した共同調達を行っており、制度改正ごとにシステムの改修をしております。

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」において、令和7年度(2025年度)を目標時期として「Gov-Cloud」を活用し、自治体業務のうち基幹17業務のシステムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行が示されていることから、システムの完全移行に向けた現行分析を行い、計画的な導入に向けた検討を行うことが求められます。

2) 取組目標

令和7年度(2025年度)末までに、標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、基幹17業務と、これに加えて法律に基づかない3業務(印鑑登録、住登外管理、収滞納管理)について、システムの移行(就学については新規構築)に向けた検討を進めます。

既存システムから標準仕様に準拠した新システムへの更改については、令和7年(2025年)12月から令和8年(2026年)1月を期限に設定し、期限内の業務システムの切替完了を目指します。

住民情報系システムについては、これまで自治体クラウドグループ(奥能登広域圏事務組合)による共同調達を行ってまいりましたが、「Gov-Cloud」を活用した新システムへの移行による自治体クラウドグループの今後の在り方についても合わせて検討いたします。

② 地域社会のデジタル化

1) 現状及び方向性

令和 2 年度(2020 年度)末現在の本市の光回線世帯普及率は 62.07%であり、約 40%近い地域において光回線が未開通であることが、本市のデジタル化推進の大きな壁となっていました。これについて、総務省「光ファイバ整備事業(高度無線環境整備推進事業)」の補助金を活用することで、令和 3 年度(2021 年度)末に NTT 西日本による市内全域への光回線整備が完了し、今後は本格的にデジタル社会形成に向けた取り組みを推進することが可能となりました。

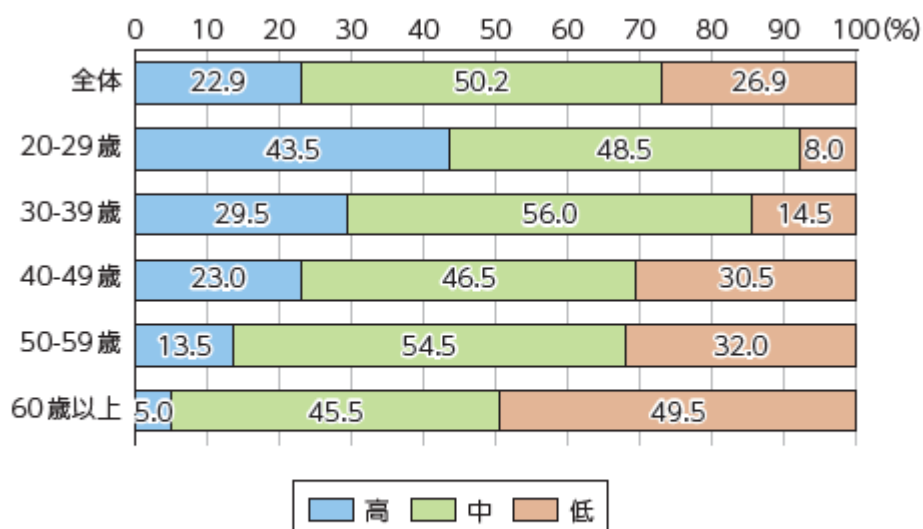
2) 取組目標

SNS や光回線を活用したデジタル技術による新たな市民サービスの導入について検討し、地元企業のデジタル・トランスフォーメーションを支援するなど、社会全体のデジタル化を推進します。また、観光振興においてもさらなるデジタル技術の活用により、魅力あるまちづくりの形成を目指します。

③ デジタルデバйд対策の実施

1) 現状及び方向性

令和 2 年(2020 年)国勢調査における本市の老年人口は 11,358 人で、これは総人口の 46.2%に当たります。一般的にデジタル活用に関する理解やスキルが十分でない(図表 13 を参照)といわれる高齢者等への対応が、本市のデジタル化の普及推進のカギといえます。



(出典) 総務省(2021)「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」

図表 13 SNS^{注26} 利用に関する情報リテラシー^{注27}(年齢別)(出典:総務省「令和 3 年版情報通信白書」)

2) 取組目標

オンラインによる行政手続やサービスの利用方法について、高齢者が身近な場所で相談や学習を行えるよう、地元企業や地域おこし協力隊などと連携を図りながら市独自のデジタル支援体制の構築を図ります。今後の行政サービスにおいてその役割が大きくなると想定されるスマートフォンについても、携帯電話事業者と連携を図りながら公民館等での市民向け無料スマートフォン教室を開催するなど、高齢者やデジタル機器に不慣れな方への支援・啓蒙に取り組みます。

また、高齢者だけでなく、障害者や外国人の方に対する市施設や行政サービスのデジタルデバインド対策についても検討を進め、すべての利用者に優しい行政サービスの実現を目指します。

④ オープンデータの推進

1) 現状及び方向性

令和2年(2020年)3月30日に、輪島市ホームページ上に「輪島市オープンデータ」サイトを開設し、オープンデータ1項目を掲載いたしました。令和3年(2021年)12月1日には大幅なリニューアルを行い、令和4年(2022年)4月1日現在で18項目(内閣官房情報技術総合戦略室が推奨する14項目+その他4項目)のオープンデータを公開しています。

オープンデータは、これを公開することで住民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等を期待するものであり、本市においてはオープンデータ公開後の波及効果はまだ見られないことから、今後は公開データ項目数の増加のみならず、二次利用の可能性についても検討していく必要があります。

2) 取組目標

令和8年(2026年)までに、公開データ項目数を20項目まで伸ばすことを目指すとともに、オープンデータの活用について全庁的な検討を進めます。また、地元企業と連携したオープンデータを活用した市民向け・観光客向けのアプリ作成やサービスの創出について検討いたします。

基本方針(3) 組織変革及び新しい働き方への移行

① AI・RPA の利用促進

1) 現状及び方向性

今後、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進むと、社会全体に労働力不足が深刻化

し、より少ない職員での行政運用が求められます。2040 年の日本の自治体行政においては「現行の半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」を目指すべきだとし、少ない職員数で効率的に事務を処理する体制を構築するために、AI や RPA 等の積極的な活用を検討していく必要があります。

本市では、AI 搭載音声認識機能を活用した議事録作成システムを導入し、年間 66.7%の作業時間の削減を達成しています。一方、RPA についてはこれまで導入実績が無いことから、まずは本市の業務の中で RPA により代替できる業務が無いか、全庁的な業務の洗い出しを行う必要があります。

2) 取組目標

議事録作成システムの導入により、AI の活用が職員の業務負担の軽減に大きな役割を果たすことが認められたことから、今後は他の業務においても AI を活用し自動化を図れるものが無いか検証を進めていきます。

また、RPA については、健康・医療、児童福祉・子育て、高齢者福祉・介護、都市計画などの分野から定型的業務を割り出して、RPA を活用できないかどうか検証していきます。また、RPA の導入に係る経費の削減を目的とし、複数自治体での共同利用が可能かどうかを検討します。

② テレワークの推進

1) 現状及び方向性

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、感染拡大防止と業務の継続を図るため、官民間問わずテレワークやビデオ会議といった新たな働き方が求められるようになりました。

本市においては、令和 2 年度(2020 年度)にテレワーク環境整備を実施し、令和 3 年度(2021 年度)には市内無線環境整備を行うことで、職員のテレワークや市内でのビデオ会議に対する環境面での整備を完了いたしました。

今後は、テレワーク時のセキュリティ規則の策定を急いで行うとともに、アフターコロナでのテレワークの在り方について検討を進める必要があります。

2) 取組目標

令和 3 年度(2021 年度)に入ってから職員のテレワークが本格化しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を受けた緊急対応であったために、テレワークに対する詳細なルールを明確化しないまま運用に入った面もあり、令和 4 年度(2022 年度)中にセキュリティ規則を含んだテレワークのルールづくりを行います。また、コロナが収束してテレワークが社会の「**ニューノーマル**^{注28}」となってからの働き方についても全庁的な検討を進めます。

③ セキュリティ対策の徹底

1) 現状及び方向性

輪島市情報セキュリティポリシーは、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日に策定され、平成 27 年(2015 年)12 月 25 日に大幅な改定を行いました。また、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定に伴い、令和 3 年(2021 年)2 月 1 日にも改定を行っています。

令和 4 年(2022 年)中には、業務委託・外部サービス利用時の情報資産の取り扱いや、多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策、マイナンバー利用事務系から外部接続先へのデータのアップロードなどに係る記載を追加する形で、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが令和 4 年(2022 年)3 月に改定されました。

2) 取組目標

令和 4 年(2022 年)の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定を受け、輪島市情報セキュリティポリシーを令和 4 年(2022 年)6 月 13 日に改定いたしました。職員へのセキュリティ研修を続けていくとともに、急速に発達するテクノロジーや時代の変化に対応するため、継続的なセキュリティポリシーの見直しを行います。

④ BPR の取り組みの徹底

1) 現状及び方向性

令和 3 年(2021 年)12 月 22 日の内閣府規制改革推進会議によると、国の各省庁において行政手続における押印の義務については、国土交通省の 5 種類の手続きを除き、すべて廃止したと言及されており、国土交通省の残りの手続きについても令和 5 年(2023 年)には押印を廃止する方向であるとされています。国が押印を廃止したのに対し、国と地方自治体との間での行政手続において押印義務が残っているのは好ましくないとの観点から、今後は地方自治体においても行政手続における押印廃止の流れは加速するものとみられます。

本市の庁内業務においても、決裁時の押印廃止の検討と、これに合わせた電子決裁サービスの導入やペーパーレス化への取り組みなど、テレワーク時にも決裁が滞ることの無い、ニューノーマルな働き方に合わせた柔軟な変化が求められます。

2) 取組目標

国の行政手続の押印廃止や、新型コロナウイルスの世界的流行によるニューノーマルな働き方など、自治体を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、BPR による抜本的な見直しが必要となっています。業務内容やフローを洗い出して組織構造の見直しを行うとともに、電子決裁やペーパーレス化等、システム導入を伴うものについては、令和 5 年度(2023 年度)までに検討を重ね、令和 8 年度(2026 年度)までに新たな業務構造を作り上げます。

2 全体スケジュール

各取り組みに対するスケジュールは以下のとおりであり、主に3段階に分かれます。

第1段階	令和4年度(2022年度)～令和5年度(2023年度)	デジタル化準備期
第2段階	令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)	デジタル化試行期
第3段階	令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)	デジタル化本格運用期

(各段階には重複期間があります)

基本方針(1) 市民サービスの質と提供速度の向上

Nb.	取組事項	取組詳細	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①	マイナンバーカードの普及促進	休日受取窓口設置・出張申請サポート					
		交付状況に応じた休日受取窓口設置・出張申請サポートの延長					
②	行政手続のオンライン化	オンライン手続に係る機器・環境構築					
		オンライン手続運用					

基本方針(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着

Nb.	取組事項	取組詳細	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①	基幹17業務における情報システムの標準化・共通化	庁内検討及び移行計画の策定					
		現行分析					
		システム構築					
		条例・規約等の改正					
		システム運用(R7年度後半～)					

Nb.	取組事項	取組詳細	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
②	地域社会のデジタル化	デジタルを活用した行政サービスの検討					
		デジタルを活用した行政サービスの提供					
③	デジタルデバйд対策の実施	庁内におけるデジタル支援体制の構築と支援事業者の選定					
		高齢者向けデジタルデバйд対策(スマートフォンや情報セキュリティ教室の開催等)					
		障害者・外国人他向けデジタルデバйд対策の実施					
④	オープンデータの推進	公開データ数の充実とデータの更新					
		公開データを活用したアプリやサービス等の二次利用の検討					

基本方針(3) 組織変革及び新しい働き方への移行

Nb.	取組事項	取組詳細	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①	AI・RPAの利用促進	RPA・AI-OCR等の導入効果の検証					
		他市町とのAI・RPA共同導入に向けた協議					
		RPA業務の洗い出しと全業務手順書の作成					
		RPA導入					
②	テレワークの推進	テレワーク利用規則(セキュリティ規則含む)策定					
		テレワーク用端末の購入、働き方の変革に伴う規則の改定等					

No.	取組事項	取組詳細	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
③	セキュリティ対策の徹底	輪島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ監査様式の改定					
		情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定に伴うセキュリティポリシーの見直し(随時)					
		職員へのセキュリティ研修の実施					
④	BPRの取り組みの徹底	BPRIに取り組むための全業務内容やフローの洗い出し					
		全業務手順書の作成と新規業務手順書の作成					
		電子決裁・文書管理システム等の導入に向けた検討と条例の改正					
		電子決裁・文書管理システム等の稼働・運用					

[第4章 脚注]

(注23) eLTAX

eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

(注24) 主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される27手続

この27手続とは、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」において示された、特に国民の利便性向上に資する31手続のうち、都道府県対象手続である自動車保有関係4手続を除いた27の手続きのことで、子育て関係15手続(児童手当関係手続や妊娠の届出など)、介護関係11手続(要介護・要支援認定の申請手続など)、被災者支援関係1手続(罹災証明の発行手続)を合わせた計27手続となります。

(注 25) マイナポータル

マイナポータルとは、政府が運用するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

マイナポータルを利用するには、マイナンバーカード(利用目的によっては必要ないものもあります)と、利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)が必要となります。

(注 26) SNS

SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、LINE や Facebook など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。

(注 27) 情報リテラシー

情報リテラシーとは、文字を読み書きする能力を意味するリテラシー(Literacy)から派生し、「情報技術を使いこなす」能力と「情報を読み書き活用する能力」の二つの意味を持つ言葉です。

(注 28) ニューノーマル

ニューノーマル(New Normal)を直訳すると「新しい常態」という意味になります。社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを指します。

ニューノーマルは、元々は 2000 年代初頭のネット社会到来によるビジネスモデルや経済倫理の変革を指して使われた言葉で、リーマンショック後の 2009 年には資本主義社会から持続可能な社会への変革が起きたことで「第二のニューノーマル」という言葉が使われました。

新型コロナウイルス感染症流行後の世界は、「第三のニューノーマル」時代の到来を表しています。今後、ウィズコロナ・アフターコロナを問わず、感染リスクの軽減のため、人との接触機会を減らすことやソーシャルディスタンスを保つことなどが生活の常識となる社会において、官民ともにテレワークやオンライン会議、サテライト勤務といった働き方が求められます。

第5章 DXの着実な推進に向けて

1 DX推進のための人材の確保及び育成

日々進化するICT環境の状況を踏まえると、今後の業務においてデジタル技術の活用の比重はますます増加していくことが見込まれます。最新の情報セキュリティに関する知識や高度なデジタル技術を有する人材の確保・育成は必要不可欠であり、職員全体におけるデジタル化に関する知識や技能の底上げが必要となります。

(1) 職員の基本的なデジタル技術等の取得

所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定し、本市職員全体のスキルアップを図ります。

具体的には、全職員を対象とした、DXの基礎的な知識やBPR等の業務改善手法の研修を行い、実際に職員がそれぞれの職場で業務改善を行うことができるよう人材育成を図ります。

(2) 専門的なデジタル人材の確保・育成

職員全体のスキルアップだけでなく、専門的な人材の育成も行っていく必要があることから、ITパスポート試験^{注29}などの国家資格の取得や、J-LIS^{注30}等の実施する研修への積極的な受講を促進します。専門的なデジタル知識と自治体業務の双方を理解した上で、デジタル技術を自治体業務の中で最適化し、活用していく人材を育成します。

また、必要に応じて本市の最高情報統括責任者(CIO)を補佐し、本市のDX推進体制を強化する役割を担うCIO補佐官^{注31}について、最新のデジタル技術に関する知見を有する外部人材の任用を検討いたします。CIO補佐官を民間等の外部から任用することで、AIやドローン、専用アプリなどデジタル技術を用いた官民連携による地域の活性化、課題解決に向けた取り組みを推進いたします。



2 取り組みに係る評価指標(KPI)の設定

基本方針(1) 市民サービスの質と提供速度の向上

① マイナンバーカードの普及促進		
(年度は和暦で記載)		
指 標	現状値 (R4 年度)	目標値 (R8 年度)
マイナンバーカード交付率	54.64 % (R4 年 5 月 31 日現在)	100 %
② 行政手続のオンライン化		
(年度は和暦で記載)		
指 標	現状値 (R3 年度実績又は R4 年 2 月現在ほか)	目標値 (R8 年度)
行政手続のオンライン化件数	4 件 (R3 年度実績)	31 件
図書貸出予約件数に占めるオンライン予約数の割合	42.0% (R3 年度実績)	60%
地方税申告手続に占めるオンライン(eLTAX)利用数の割合	71.0% (R2 年度実績)	80%
入札参加資格審査申請等に占めるオンライン利用数の割合	54.6% (R3 年度実績)	85%
入札に占めるオンライン利用数(電子入札)の割合	66.4% (R3 年度実績)	90%
わじま電子図書館における電子書籍の総蔵書数	218 冊 (R4 年 5 月末現在)	1,800 冊
わじま電子図書館における電子書籍の貸出冊数(年間) ※現状値はオープンから 8 か月間における貸出冊数を記載。	837 冊 (R3 年 8 月～R4 年 3 月)	11,000 冊
コンビニ交付サービスの利用件数(年間) ※現状値は月間利用件数を記載。	102 件 (R4 年 2 月分)	2,500 件
※ 行政手続のオンライン化件数の目標値は、特に国民の利便性向上に資する 27 手続に、その他の 4 手続を合わせた数値となります。		

基本方針(2) 新たな価値の創造とデジタル文化の定着

① 基幹 17 業務における情報システムの標準化・共通化

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
基幹業務の「Gov-Cloud」を活用した標準仕様に準拠した新システムへの移行(業務システムの切替)件数	0 件	20 件

② 地域社会のデジタル化

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度ほか)	目標値 (R8 年度)
光ファイバ整備状況(世帯カバー率)	62.07 % (R2 年度末)	100 %
公衆無線 LAN アクセスポイント整備箇所数	13 箇所 (R3 年度)	13 箇所
年間観光入込客数	117.6 万人 (R 元年度)	160 万人
年間宿泊者数	16.1 万人 (R 元年度)	23 万人
年間外国人宿泊客数	2,346 人 (R 元年度)	10,000 人
コンベンション等誘致支援助成事業年間助成人数	3,114 人 (R 元年度)	4,000 人

※ 観光入込客数のデータは、デジタル化による新たな観光客の入込増加を想定して掲載しました。令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けているため参考にしづらいことから、現状値は令和元年度の数値を採用しています。

③ デジタルデバインド対策の実施

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
市民向けスマートフォン教室開催回数(年間)	0 回	5 回
市民・民間企業向け情報セキュリティ教室の開催回数(年間)	0 回	2 回

④ オープンデータの推進

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
オープンデータ公開項目数	18 項目	20 項目
公開オープンデータを二次利用した アプリの開発件数	0 件	1 件

基本方針(3) 組織変革及び新しい働き方への移行

① AI・RPA の利用促進

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
AI・RPA 導入件数	1 件	6 件

② テレワークの推進

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
テレワークのルール(働き方、セキュリティ対策等)作成状況	未整備	整備済の上、 随時更新
テレワークを活用した本市独自の先進的な働き方の実施件数	0 件	1 件

③ セキュリティ対策の徹底

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R4 年度)	目標値 (R8 年度)
情報セキュリティポリシーガイドラインの改定に伴うセキュリティポリシーの更新	令和 4 年 6 月 13 日 改定 (最新の更新)	随時更新
J-LIS リモートラーニング研修等を活用した職員向けセキュリティ研修の実施回数(年間)	1 回 (ただし、隔年開催)	1 回 (毎年開催)

④ BPR の取り組みの徹底

(年度は和暦で記載)

指 標	現状値 (R3 年度ほか)	目標値 (R8 年度)
電子決裁システムや文書管理システム等の導入件数	0 件	1 件
コピー用紙等購入枚数 (ペーパーレス化の推進)	約 300 万枚 (令和 3 年度実績)	減少

[第 5 章 脚注]

(注 29) IT パスポート試験

IT パスポート試験とは、独立行政法人 IPA(情報処理推進機構)IT 人材育成センターが実施する「情報処理の促進に関する法律」に基づく国家試験で、IT を利活用する社会人・学生が備えておくべき IT に関する基礎的な知識が証明できるものです。

(注 30) J-LIS

J-LIS とは、地方公共団体情報システム機構の英文名称(Japan Agency for Local Authority Information System)の頭文字の略で、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。国と地方公共団体との連携を深め、デジタル社会の加速化を担い、様々な事業に取り組んでいます。

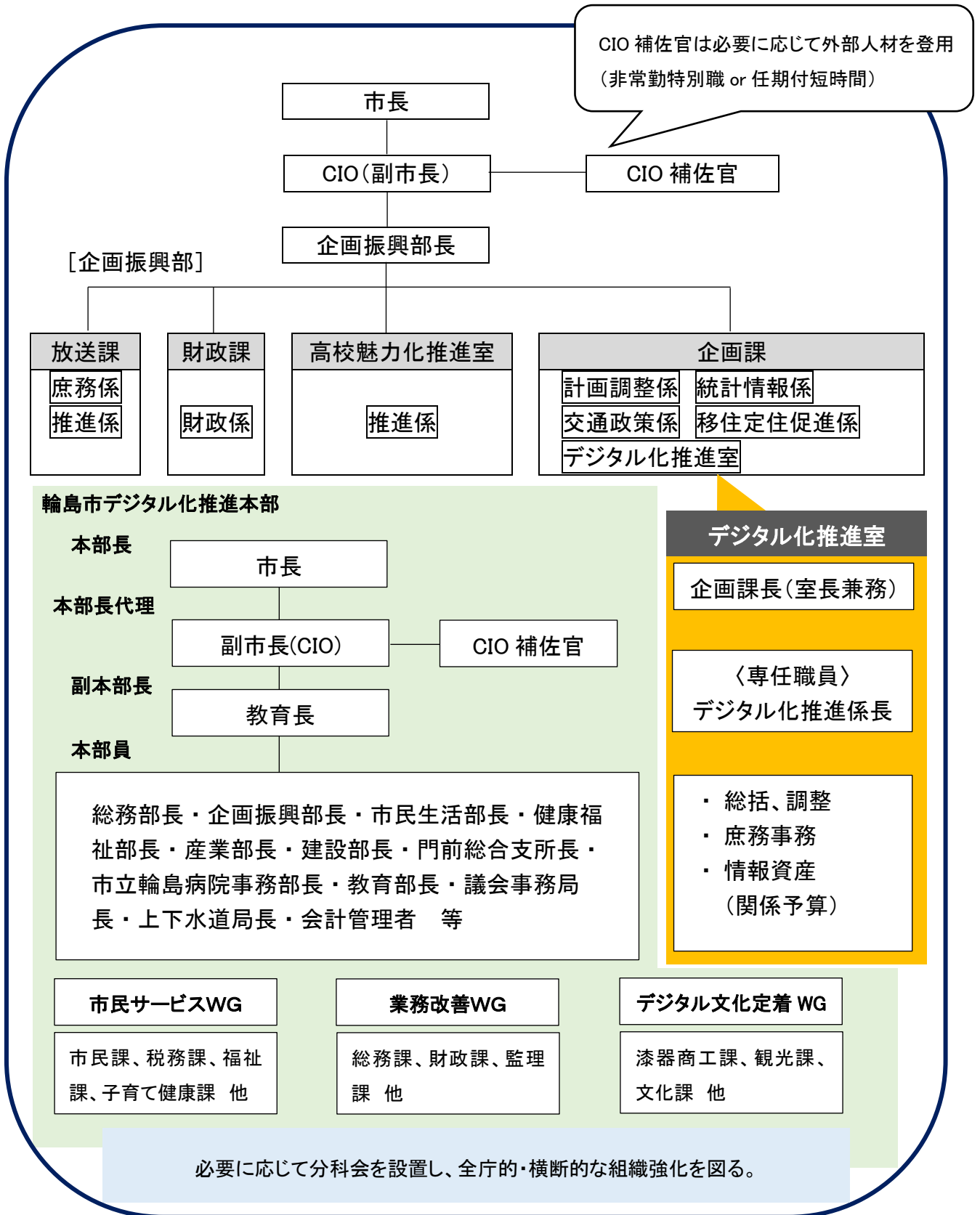
主な取り組みとして、LGWAN(総合行政ネットワーク)、マイナンバーカード関連システム、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバープラットフォーム、公的個人認証サービス等の運営や、地方公共団体に対する情報セキュリティ対策への支援(各種セキュリティ研修など)等があります。

(注 31) CIO 補佐官

CIO 補佐官とは、最高情報統括責任者(CIO=Chief Information Officer の略)を補佐する役職で、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐し、全庁的な DX 推進体制を強化する役割を担います。地方自治体における CIO 補佐官の任用について、総務省は高度の専門的知識経験を有する外部人材の活用を推奨しており、市区町村の CIO 補佐官等の任用等に対し特別交付税措置の対象としています。

【 輪島市 DX 推進体制 】

企画課内に「デジタル化推進室」を新設し、室内に専任職員を配置。



図表 14 輪島市 DX 推進組織図